

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

(制定：令和元年9月6日)

頭川証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社は原則として、新規公開株の募集等については、お客様から配分の申込があった場合に限り、委託販売団に対して参加の申込を行う方法をとっております。また、当社へのお客様の申込数量の総数が銘柄ごとに決められた一金融商品取引業者の申込下限に満たない場合、当社は委託販売団へ申し込むことはできません。
4. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。
 - (1) 新規公開株の場合
新規公開株の個人（事業法人等を含む）のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として抽選により配分先を決定いたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、1単元株を可能な限り多くのお客様に配分します。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。
 - ① 委託販売団参加申込日の前日17時まで配分への申込が行われたお客様を対象に、抽選日（割当株式の抽選結果決定日後）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客様への配分予定数量の100%を原則当該抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう努めてまいります。
 - ② 一人のお客様からの抽選の申込み数量の上限は各銘柄により異なりますので営業店の店頭もしくはお電話にてお問い合わせください。
 - ③ 抽選に当たっては、抽選対象となる配分の申込みに番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。

- ④ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなしますが、万一、当選者の中からキャンセル等が出た場合、当選しなかったお客様の中で再抽選を行います。
- ⑤ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話でお知らせし、目論見書、契約締結前交付書面をお送りいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承下さい。

(2) 新規公開株の抽選によらない配分

お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

【適合性の原則に基づく基準】

当社は、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解頂いたお客様を中心に配分をおこなう事としております。また、投資経験のないお客様が新たに新規公開株を入手することのみを目的とした口座開設はお断りしておりますのでご了承ください。

また、抽選は、次に掲げるような場合には、抽選による配分を採用しない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 当社が配分する数量が配分への申込をされたお客様への人数と同一の場合
- ・ 当社が配分する数量が、お客様のやむを得ないキャンセル等により、配分への申込みをされたお客様の人数を上回った場合
- ・ その他合理的な理由がある場合

(3) 新規公開株以外の場合

既公開株等の配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

5. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしています。

- ・原則として、前回新規公開株の配分を行ったお客様についてはその次の銘柄への配分申込は受け付けないものとします。
- ・半期で3回取得者となったお客様につきましては、次の半期の申込を受け付けないこととします。

6. 配分先は、配分の申込みをなさったお客様の中から決定いたします。ただし、お客様のやむを得ないキャンセル等によりお客様の申込の数量が当社の配分数量に満たない場合等は、申告又は申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

7. 配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。
8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針で配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. にてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。
- なお、配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。
10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供します。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

(附則) 令和元年9月6日より施行します。

以上